

虐待防止部会 実務者会議 資料

機関・団体名	虐待に関する日ごろの活動状況	活動の中での困難点・問題点、検討や改善を要すること等
新潟地方法務局 三条支局	・虐待に限らず、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、子どもの人権 110 番等の電話相談や子どもの人権特設相談所を開設するなど、子どもに関する相談や啓発活動を行っている。 ・上記相談等で児童に対する虐待事案を認知した場合は、相談者の了解を得た上で、子育て支援課、児童相談所等に情報提供するなど専掌機関との連携に努めている。	専掌機関に情報提供または照会した事案について、その後の経過が分からず、同一事案で複数回相談を受けた場合の対応に窮することがある。 各機関の可能な範囲で情報の共有が必要と考えるが、子育て支援課が支援台帳により収集した情報をどのように各機関に還元していくのか伺いたい。
三条人権擁護 委員協議会	同上	同上
三条警察署	児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、各種警察活動をとおして把握した児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所に通告している。 また、第 10 条に基づき、児童相談所から警察署長に対して一時保護の援助要請がなされた際に対応している。	特になし
三条地区 保護司会	虐待の情報があり、児童の所属機関に報告。関係機関に連絡、連携しながら、検討会議を開き、早期解決に努めている。	長年の活動が地域住民に周知され、様々な情報が入る。時には訪問し、状況把握を依頼されることもある。実際にはプライバシーや個人情報保護の問題も絡み、また他人から余計な詮索と、理解をいただけないケース（我が家の躰）で困難もある。 悩み相談を受けた時には、専門機関を紹介した。

機関・団体名	虐待に関する日ごろの活動状況	活動の中での困難点・問題点、検討や改善を要すること等
三条市 小学校長会	・毎日の健康観察とそれに基づく本人への事情聴取 ・親との個別面談と家庭訪問（年２・３回の定期及び個別での即時対応） ・子育て支援課及び学校教育課との情報交換 ・民生児童委員との情報交換	・親との個別面談ではなかなか事実が明らかにならない。どうしても状況からの推測に頼ることになっている。 ・家庭状況が密接に関係している事例が多く、福祉面との連携が必要なことが多い。 以上から、各分野での連携体制が重要となっていると感じている。
三条市 中学校長会 〔三条市立 第三中学校〕	1 養護教諭や学級担任より、生徒の様子、身体状況等を毎朝健康チェックの中で確認している。 2 特に注意を要する生徒については、生徒の登校後、管理職が直接会って身体の様子や、表情、場合によっては精神状況等を確認する。 3 特に注意を要する生徒には、日頃からのコミュニケーションを大切にし、気軽に会話が出来るよう人間関係づくりを行う。 4 必要に応じ、教育委員会や関係機関との情報交換の場を定期的に持ち、指導を仰ぐ。	1 問題を抱えた家庭には、保護者の経済状況、心身の状況に問題があることが多く、生徒以上に関わったり、支援が必要であったりするが、学校で出来る範囲を超えていることが多い。 2 緊急性がある事態（警察が家庭内暴力で家庭に入ったなど）の場合、情報が学校に伝わるのが遅いことがある。あるラインを超えた事態の場合、連絡体制を確認しておく必要がある。
三条市 私立幼稚園連盟	・一人ひとりの子どもに対し、日頃と違う様子が見られないか、体に異常（不審なあざやけが等）が見受けられないか等、視診を必ず行う。また、身体や衣服は清潔な状態であるかも留意し観察する。 ・家庭に対しては、子育てに悩む保護者がストレスをためないよう相談に応じ、不安を少なくするべく助言する。また、どの家庭とも連絡を密にするよう心がけている。 ・虐待に関する研修会に可能な限り参加し、職員全員の共通理解を図る。	・当連盟の園において虐待の事例はないが、もし今後実際にあった場合適切な対応がとれるかどうか（特にそれが軽度の場合に虐待と捉えるのかどうかという点）。また、保護者への対応をどのようにしたらよいのか迷う。 ・園で講習会を計画してもなかなか参加してもらえない現状について困っている。 ・職員への講習会・研修会には出来るだけ全員で参加したいが、保育の関係で無理な場合が多々あり残念

機関・団体名	虐待に関する日ごろの活動状況	活動の中での困難点・問題点、検討や改善を要すること等
新潟県 中央児童相談所	・児童虐待通告（相談）により受理会議開催し、対応方針の検討及び児童の安全確認を行う。 ・必要により一時保護 ・市町村及び地域関係機関と連携し在宅指導実施 ・児童の福祉に鑑み親子の分離が必要と判断される場合は、児童福祉施設入所措置を行う。 ・市町村支援として市町村要保護児童対策地域協議会への参加、助言、指導を行う。	・市町村要対協により相談援助体制整備に差が見られる。 ・虐待の理解について関係機関による温度差がある。
三条地域振興局 健康福祉環境部	・虐待予防のために、ハイリスク児である発達障害児の理解を促すための関係者への研修会を開催 ・虐待の連鎖を予防するために、デートDVについて関係者への研修会及び高校生を対象とした講演会を開催 ・保健所療育相談を通して、育児支援を行うことで虐待予防を支援	
社会福祉法人 三条市社会福祉協議会	悩みごとを相談できる「心配ごと相談」を三条（毎週水曜日・第4日曜日）、栄・下田（毎月2回）、「子どもなんでも相談」（毎週火曜日、第3土曜日）各支所で実施している。虐待等に関する相談があった場合は関係機関を紹介している。	プライバシーという観点を常に注意をして対応しなければならない。
三条市 私立保育園連盟 連絡協議会	予防としてはどの施設でも行っていると思うが、全園児の視診であり親子関係の観察や読み取りは欠かせないと思う。園児の打撲痕やケガなどは、日頃の保護者との会話や直接園児との会話の中で察するようにし、見逃すことのないようにしている。	

機関・団体名	虐待に関する日ごろの活動状況	活動の中での困難点・問題点、検討や改善を要すること等
社会福祉法人 三条市手をつなぐ育成会	障害児世帯の家庭生活において、現在は相談員として家庭訪問を定期的に行う。 いつでも保護者からの電話を受けることを行っている。これらを行うことで、児童の様子や家庭の環境について把握するように努めている。 虐待が疑われる家庭では、保護者の様子も見ながら、信頼関係を築けるように支援している。	・虐待が疑われる家庭は家庭自体が孤立している世帯が多いことから、ご近所などのネットワークが構築されると望ましいと思われる。 ・虐待が疑われる家庭に関して情報をどこに、どのように知らせるのかを確認したい。
社団法人 三条市医師会	医師会員には、日常の診察において虐待の兆候が見受けられた場合は関係機関と連絡を密にし、速やかに教育委員会子育て支援課に連絡するようお願いしている。	
社団法人 三条市歯科医師会	日常、臨床、健診等で、外傷または環境の問題が関与していると考えられる症例を見つけたら注意する。	
三条市立 公立保育所	虐待などに関してのサインはどんなに小さいことでも見逃さないように心掛け、「もしかして・・・」の段階から職員間で情報を共有し、早期発見に努める取り組みを各施設で行っている。	
三条市児童館・ 児童クラブ	日頃から児童の表情や顔などよく観察するようにしている。	
三条市青少年 育成センター	○青少年相談室の開設 月～金：9：00～17：00 第三日曜：9：00～12：00(要予約) (受理状況) H20年度：面接 225 件・電話 250 件・メール 37 件 H21 年度上半期：面接 88 件・電話 169 件・メール 6 件 ・虐待等に関する相談については関係機関に連絡 (H20 年度・H21 年度上半期については該当なし) ○青少年相談室のリーフレット作成：中・高生に配布 ○青少年相談関係者研修会の開催 ○各研修会等に参加	

機関・団体名	虐待に関する日ごろの活動状況	活動の中での困難点・問題点、検討や改善を要すること等									
三条市 教育委員会 子育て支援課	1 子どもの虐待に関する相談 <table border="1" data-bbox="394 244 1225 368"> <tr> <th></th><th>相談件数（延）※</th><th>対象児童数（実）</th></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>1,165 件</td><td>48 人</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度上半期</td><td>751 件</td><td>75 人</td></tr> </table> ※関係機関との連絡調整を含む 2 会議等の開催 （１）代表者会議の開催 （２）実務者会議の開催 （３）個別ケース検討会議の開催 ：支援方法の検討が必要な事案について随時開催 （実施状況） 平成 20 年度：実件数 15 件、延件数 26 件 平成 21 年度上半期：実件数 4 件、延件数 5 件 （３）専門研修会の開催 ：サポート会議関係者を対象とした研修会を年 1 回開催 （４）講演会の開催 ：虐待予防の啓発事業として実施 平成 22 年 2 月 5 日（金）午後 7 時より三条市総合福祉センターで開催予定 講師：長岡中央病院 田中 篤 医師 3 虐待の予防、広報啓発事業 （１）関係機関への配布 ・「児童虐待予防のための早期発見・対応ブック」 ・国・県等からの啓発誌 等		相談件数（延）※	対象児童数（実）	平成 20 年度	1,165 件	48 人	平成 21 年度上半期	751 件	75 人	
	相談件数（延）※	対象児童数（実）									
平成 20 年度	1,165 件	48 人									
平成 21 年度上半期	751 件	75 人									